

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（調査・企画担当）

津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について（技術的助言）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

津波避難ビル・津波避難タワー等につきましては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、レベル 2 の津波からも安全性を確保するよう、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条において、避難施設の安全な構造方法等が示されたことに加え、災害対策基本法第 49 条の 4 においても指定緊急避難場所の規定を追加し、当該異常な現象に対して安全な構造のものであることを求めているところです。

一方で、安全な避難場所の整備等については、整備に時間がかかることを勘案し、令和 7 年 3 月 31 日に公表された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書において、整備が完了するまでの暫定的な対応として「レベル 2 の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、少しでも助かる確率が高い建物をなるべく多く確保する仕組みが必要」との提言がなされ、避難場所の整備等における暫定的な対応について、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に追加されました（令和 7 年 7 月 1 日改定）。

また、「津波避難ビル・津波避難タワー等に関する取組調査について」（令和 5 年 3 月 2 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当））に基づく調査結果によると、耐津波性※が未確認である津波避難ビルや指定緊急避難場所に指定していない津波避難ビルが多数存在すること等の課題が確認されました。

これらの課題を踏まえ、津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について整理しましたので、別紙のとおり通知します。

さらに、各種規定等と津波避難ビル・津波避難タワー等との関係については、すでに「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」（平成 29 年 7 月 5 日付け府政防第 825 号）で整理されているので、あわせて参考としていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴機関の関係部局に共有いただくとともに、貴管内市町村に対してもこの旨周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の技

術的助言であることを申し添えます。

※ 例として、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第 31 条第 1 号に基づき定められている基準等。

【参考資料】

- (参考資料 1) 津波避難ビル・津波避難タワー等に関する取組調査結果について
- (参考資料 2) 関係記述（南海トラフ巨大地震対策について（報告書）等抜粋）
- (参考資料 3) 活用可能な事業制度の例
- (参考資料 4) 津波避難ビル等に関する構造基準の変遷
- (参考資料 5) 津波避難ビル等に対する今後の対応について
- (参考資料 6) 津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）

＜本件連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

中路、堀尾

TEL：03-5797-7693

(別紙)

1. 津波避難ビル・津波避難タワー等^{※1}の指定・整備が完了するまでの暫定的な対応

地震発生から津波がすぐに到達する地域で、高台等の避難場所がないところについては、津波避難ビル・津波避難タワー等を整備し、レベル2の津波^{※2}に対しても避難場所の安全性を確保する必要があります。

しかしながら、レベル2対応の津波避難ビル・津波避難タワー等の指定や整備に時間を要する一方で、レベル2より小さい津波の発生も想定されています。

そこでレベル2の津波に対する津波避難ビル・津波避難タワー等の安全性が確保できるまでの暫定的な措置として、レベル2の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、安全な場所へ避難する時間がない状況での緊急的行動として、少しでも助かる確率が高いビル等を活用することが考えられます。そのため、指定緊急避難場所としては指定できないものの、できる限り確保に努めていただきますようお願いします。

なお、レベル2の津波に対する安全性が確保できていない施設を使用する場合には、安全な施設に逃げることが基本であることに加え、あくまでも緊急的な措置であることを地域住民等に対して周知したうえで使用いただきますようお願いします。

※1 津波浸水想定区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）を指します。

※2 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月）では、『国、地方公共団体等は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。』とされています。

2. 耐津波性等が未確認である津波避難ビルが多数存在することについて

津波からの避難先は、レベル2の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえて整備が必要です。

既に指定されている津波避難ビル又は津波避難ビルへの指定を考えている施設については、レベル2の津波にも対応できるかどうか、耐震性や避難スペースの高さの他、耐津波性についても、再点検・安全確認をお願いします。

その結果、要件等に合致せず施設の安全性の確保ができない場合には、該当する津波避難ビルの指定解除や求められる安全性の確保のための改修等について検討をお願いします。

なお、施設が耐津波性等の要件に合致しているかの調査や、施設の改修等に当たっては、関係省庁の補助制度等を活用することが可能です。

また、耐津波性の構造基準について、主なポイントを以下のとおり示しますので、市町村においては参照の上、適切な検討をお願いします。

(主なポイント)

津波に対する安全な構造について（耐津波性）

「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定め

る件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）」において、必要な性能を確認する手法が示されています。

また、津波に対して安全な構造を有しているか簡易に確かめる方法として、国土交通省より「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について」（令和 3 年 3 月 30 日付け事務連絡）※³が通知されております。

※3 「鉄筋コンクリート造建物の許容浸水深の算定方法（抜粋）」について記載内容に誤りがあったため、正誤表が通知されています（令和 6 年 3 月 22 日付け事務連絡）。

3. 指定緊急避難場所に指定していない津波避難ビルが多数存在することについて

災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項においては、市町村長は必要があると認めるときは災害の種別ごとに指定緊急避難場所の指定を行わなければならないとされています。津波避難ビルについて、指定緊急避難場所として指定する必要があると認めるときは、市町村においては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を参照の上、適切な検討をお願いします。

なお、既に指定緊急避難場所に指定している場合で、当該施設等が基準に適合しなくなると認めるときは、災害対策基本法第 49 条の 6 第 1 項に基づき、市町村長は当該指定を取り消すものとされているため、適切な対応をお願いします。

（暫定的に確保するレベル 2 の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設については、指定緊急避難場所には指定できません）

また、災害が差し迫った状況や発災時において、指定緊急避難場所が地域住民等に対して適切に開放されることが必要です。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、「管理条件」として以下の条件を同時に満たすことを求めています。発災時等において、指定緊急避難場所の開放が確実に行われるよう、改めて確認をお願いします。

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者等に開放されること
- 居住者等の受入れの用に供する部分に物品を設置する際は、地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと

4. 円滑な避難にかかる環境整備について

避難に弱い立場にある高齢者や障害者等は、避難経路や避難施設等の状況により、移動や利用に支障が生じるおそれがあることから、避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなどバリアフリー環境をできるだけ整えて頂きますようお願いいたします。

また、避難場所等を明示するピクトグラム※⁴を活用するなど適切な避難先への避難・誘導についても検討をお願いします。

※4 内閣府・消防庁からの「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」（平成 28 年 3 月 23 日付け事務連絡）を参照